

令和8年度 石見地域への誘客を目的としたキャンペーン実施業務
提案競技仕様書

1 委託業務名

令和8年度 石見地域への誘客を目的としたキャンペーン実施業務

2 目的

令和5～7年にかけて山陰道の延伸が進み、石見地域の周遊における利便性が高まっていることから、出雲地域からの入込客の増加が期待されている。石見地域の対象施設で利用できるクーポンブックを作成し、出雲地域を訪れる観光客へ配布するキャンペーンを実施し、石見地域への誘客を図る。

3 委託期間

契約日～令和9年2月26日

4 委託料上限

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（割引原資3,600千円以内を含む）

※ 割引原資の額は、2,000円分クーポンを9,000冊発行、利用率を20%と想定し積算

5 委託業務内容

(1) 石見地域をお得に周遊できるクーポンブックの作成・対象施設への精算

①出雲地域から石見地域への訪問に繋がる、観光客にとって魅力的なクーポンブックを作成すること。

・石見地域（主に大田市内）の飲食店、温泉施設等と調整し、約30施設を目途に対象施設に組み込むこと。

・クーポンブックは以下のとおり想定しているが、提案も可能とする。

対象期間：令和8年9月～ ※3か月の程度の期間を想定

発行冊数：9,000冊（先着予約9,000台分）

クーポン額：1台あたり1冊2,000円分（1,000円券×2枚）

対象施設：石見地域（主に大田市周辺）の飲食店・温泉施設 など約30施設

※対象施設の詳細、出雲地域からの所要時間等についても記載すること。

有効期限：発行日から1週間

②対象施設への精算を期間内に複数回実施、適正に支払いを行うこと。

・対象施設への聞き取りを適宜行い、クーポン利用金額が割引原資の上限額を越えないよう管理すること。

(2) レンタカー会社と連携した事業展開

- ・出雲空港周辺に店舗を構えるレンタカー会社にて、空路を利用して来県したレンタカー利用者に対し、1台あたり1冊のクーポンブックの配布を実施すること。
- ・クーポンブックを特典に含んだ予約プランの造成・販売を検討してもらうこと。

(3) 旅マエでの認知獲得のためのプロモーション

- ・WEBおよびSNSを活用したプロモーションを実施することとし、具体的な手法、時期についてはターゲットに対して効果的な内容を提案すること。また、事業終了後のフィードバックについても行うこと。

※ 実施にあたっては、県と協議の上決定し実施すること。

(4) 委託業務完了報告書の作成

委託業務完了報告書に以下を記載して提出する。

- ① クーポンブックの概要（見本を添付すること）
 - ・対象施設一覧
 - ・クーポンブック配布枚数（週単位）
 - ・施設別の利用金額（週単位）
- ② レンタカー会社との連携による成果物
- ③ プロモーションにかかる制作物および効果検証

(5) その他

- ① 委託業務の進捗状況、及びクーポンブックの利用数等について島根県から状況報告を求められた場合は速やかに対応し、報告すること。
- ② レンタカー会社との連携を図り、効果的な事業実施に努めること。
- ③ 委託業務の実施にあたっては、島根県との連絡を密にし、不明な点はその都度指示を受けること。

6 県との調整

受託者は、以下のとおり受託業務の実施にあたり、県との連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、本委託事業の管理責任者等業務体制を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 業務期間中は、適切な業務が遂行されるよう、原則1ヶ月に1回程度、進捗状況を含め関係者へ報告を行うこと（オンラインによる形式も可）。業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 業務実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

7 その他

(1) 成果物に関わる著作権の扱い

記録した成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合は、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) この仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載が無い場合、すべて本業務委託料に含むものとする。

(3) 仕様変更等

①受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得なければならない。

②委託業務の内容について、実施段階において、各種要因等により変更する必要がある場合は、県と受託者で協議のうえ、変更することとする。